

議案第12号

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例

新居浜市中小企業振興条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条を第6条の2とし、第5条の3の次に次の1条を加える。

（新事業の展開事業に対する補助）

第6条 市長は、別に定める中小企業者等が競争力を強化するために新たな事業への取組を実施したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が認める額の100分の50以内とし、100万円を限度とする。

第7条第2項中「75万円」を「100万円」に改める。

第11条第1項中「新製品」を「新製品その他市長が別に定める優れた製品等」に改め、同条第2項中「50万円」を「100万円」に改める。

第12条第2項中「、100万円」を「、200万円」に改める。

第13条第1項中「以上」を「以上（市長が別に定める新規学卒者の場合は、1人以上）」に改める。

第20条中「次の各号に掲げる区分により」を「事業完了後に」に改め、同条各号を削る。

附則第1項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市中小企業振興条例の規定により補助金の交付の決定を受けている中小企業者等及び補助金の交付申請を行っている中小企業者等については、改正後の新居浜市中小企業振興条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、平成28年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の経営の安定、雇用の促進等を図るため、本案を提出する。